

# 東日本大震災みやぎこども育英基金奨学金

## Q & A 集

### 宮城県教育委員会

【問い合わせ先】

〒980-8423

仙台市青葉区本町三丁目8番1号 宮城県庁舎16階

宮城県教育庁総務課行政統計班

TEL 022-211-3613

FAX 022-211-3699

目

次

- 問1 奨学金の目的は何ですか。(P1)
- 問2-1 対象となる要件は何ですか。【原因要件及び年齢要件】(P1)
- 問2-2 対象となる要件は何ですか。【住所要件】(P2)
- 問2-3 対象となる要件は何ですか。【修学要件】(P2)
- 問2-4 対象となる要件は何ですか。【その他要件】(P3)
- 問3 保護者の死亡、行方不明としているのはなぜですか。(P3)
- 問4 「生計を一にする」とはどういう意味ですか。(P3)
- 問5 その保護者の死亡、行方不明は3月11日の時点のみとなりますか。震災に起因して、事後に死亡した場合は対象となりますか。(P4)
- 問6 事後死が判明すれば、すべて3月11日に遡及して奨学金の給付が受けられるのですか。(P4)
- 問7 給付の対象年齢要件を満27歳までとしている理由は何ですか。(P4)
- 問8 対象となる学校の考え方はどのようになりますか。(P5)
- 問9 海外の大学に通っていますが、奨学金の対象となるのですか。(P5)
- 問10 大学校はすべて対象となるのですか。(P6)
- 問11-1 奨学金の種類と金額はどうなるのですか。(P6)
- 問11-2 大学生等の月額金に自宅通学与自宅外通学の区分がありますが、どう違うのですか。(P7)
- 問12 留年したらどうなりますか。(P7)
- 問13 退学、休学、海外留学したらどうなりますか。(P8)
- 問14-1 高等専門学校を卒業後、さらに専修学校(専門課程)に修学した場合、奨学金は給付されますか。(P8)
- 問14-2 大学を卒業し、一度就職した後、退職して大学院に入学することになりましたが、奨学金は給付されますか。(P8)
- 問15 高校中退後、専修学校(高等課程)又は准看護師学校に入学した場合、奨学金の給付は受けられますか。(P9)
- 問16 中等教育学校や高等専門学校に在学していた場合、その学校を卒業しないと一時金の給付は受けられないのですか。(P9)
- 問17 高3の大学受験で不合格となりました。予備校に通って来年度も受験したいのですが、予備校に通っている期間は、月額金の給付を受けることができますか。また、給付を受けられるとしたら、何浪までできますか。(P9)
- 問18 震災後、親が震災に関連して亡くなってしまった場合は、どのように申請すればいいのですか。(P10)
- 問19 申請書はどこで受け取れますか。そして、どこに出せばよいのですか。(P10)
- 問20 申請書にある【在籍状況等証明書欄】はどのように取り扱えばよいのですか。(P11)
- 問21 県内に在住しています。震災時には中学3年生でしたが、4月からは高校に進学しています。奨学金の申請はどのようにすればいいのですか。(P11)
- 問22 震災時には、自宅を離れて県外の高校の3年生でしたが、4月からは自宅に戻り県内の大学に進学しました。奨学金の申請はどのようにすればいいのですか。(P12)
- 問23 震災時には県内の高校の3年生でしたが、4月からは県外の親戚のところへ転出し、そのまま県外の大学に進学しました。奨学金の申請はどのようにすればいいのですか。(P13)
- 問24 現況届(様式第2号)はどのようなときに使うのですか。(P14)
- 問25 震災時に小学5年生で、4月以降、小学6年生に進級し月額金の給付を受けています。小学校卒業時の一時金を申請する時には、また全ての添付書類が必要になるのですか。(P14)
- 問26 異動届(様式第5号)はどのようなときに使うのですか。(P14)
- 問27 申請書等の作成・手続き・給付までの流れはどうなりますか。(P14)
- 問28-1 この奨学金は、将来、償還する義務はあるのですか。(P15)
- 問28-2 大学への進学に伴いアパートで一人暮らしをしていましたが、年度途中で自宅に戻りました。この場合、どのような手続きが必要ですか。(P15)
- 問29 震災で父親を亡くし、子どもが3人います。現在それぞれ県内で、小学5年生、中学1年生、高校2年生です。子どもはそれぞれ対象となりますか。この場合、添付書類はそれぞれ添付しなければなりませんか。(P16)

- 問30 平成22年度一時金について対象となり申請書を提出する場合は、平成23年度の月額金分は、「現況届」を提出すればいいのですか。(P16)
- 問31 離婚した夫が震災で亡くなりました。子ども2人は離婚の際に、母親の私が引き取っており、毎月、前夫から養育費を貰っていました。対象となりますか。(P16)
- 問32 申請書裏面の添付書類について、「死亡したことを証する書面」は、死亡日が3月11日と記載された戸籍や住民票の除票でも構いませんか。(P17)
- 問33 震災で自宅を津波で流され、いまは民間アパート(仮設住宅、実家)に避難し住んでいます。住民票は異動していません。現在の住所を証する書面として何を添付すればいいのですか。(P17)
- 問34 振込口座について、ゆうちょ銀行を指定することはできますか。(P17)
- 問35 申請書への添付書類について、「その他教育長が特に必要と認める書類」とは何がありますか。(P18)

問 1 奨学金の目的は何ですか。

(答)

東日本大震災により保護者が死亡し又は行方不明となっている児童生徒等に対して、安定した学びの機会と希望する進路選択が実現できるよう修学を支援し、有為な人材の育成に資するためのものです。

問 2 - 1 対象となる要件は何ですか。【原因要件及び年齢要件】

H31. 4. 1改正

(答)

次のいずれにも該当する者（問 2 - 4 まで同じ）となります。

- (1) 震災に起因する理由によって、生計を一にし現に養育をしていた保護者が死亡し、又は行方不明となっている者（平成 23 年 3 月 11 日現在、胎児であった者を含む。）
- (2) 震災時において満 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にあった者で、満 27 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者となります。

つまり、「震災時に 0 歳～18 歳だった子ども（震災時に胎児であった者を含む。）」に、最大で 27 歳まで奨学金を給付します。

なお、以後の設問回答における年齢は、いずれも「満年齢に達する日以後の 3 月 31 日までの間」という意味を含みます。

問 2 - 2 対象となる要件は何ですか。【住所要件】

(答)

(3) 死亡又は行方不明となった保護者が、震災時に宮城県内に住所を有していたこととなります。

住所とは民法第22条の規定に基づくもので、「死亡又は行方不明となった保護者の生活の本拠たるところが県内にあったこと」が要件となります。

対象となる遺児孤児につきましては、その住所の要件は問いませんが、問2-3の学校等への修学要件は必須となります。

生活の本拠とは？【最高裁判所昭和27年4月15日第三小法廷判決】

一定の場所が生活の本拠に当たるか否かは、住居、職業、生計を一にする配偶者その他の親族の存否、資産の所在等の客観的事実に、居住者の言動等により外部から客観的に認識することができる居住者の居住意思を総合して判断するのが相当である。

なお、特定の場所を特定人の住所と判断するについては、その者が間断なくその場所に居住することを要するものではなく、単に滞在日数が多いかどうかによってのみ判断すべきものでもない。

問 2 - 3 対象となる遺児孤児の要件は何ですか。【修学要件】

R6. 2. 6改正

(答)

(4) 次の学校等に在籍している又はしていたことが要件となります。

学校教育法上の

小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、短期大学、大学院、高等専門学校、専修学校（高等課程及び専門課程に限る。）

また、教育長が別に定める施設として、

- ① 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）に規定する保健師養成所、助産師養成所、看護師養成所又は准看護師養成所
- ② 大学への進学のための課程を有する教育施設
- ③ 職業訓練のための施設
- ④ その他類する施設

となります。

海外の大学に修学している場合は、原則として対象外となりますが、修学している学校によっては、奨学金の対象になる場合があります（問9）。

問2-4 対象となる要件は何ですか。【その他要件】

(答)

(5) 他の都道府県から、この要綱による奨学金と同種の資金の給付を受けていない者であることも要件となります。この場合の都道府県は、現時点においては、本県のほか岩手県及び福島県が想定され、本県の育英基金と同種の基金を造成し、それぞれの県内の遺児孤児を支援しますので、給付の調整を行うものです。

具体例としては、諸事情により他県内で別居中の父母等がともに被災した場合や、被災した父母等の生活拠点の状況によっては、二以上の県から奨学金の給付要件を満たす可能性があります。

ただし、同種の資金を民間団体又は市町村から給付されている場合は、本奨学金の併給ができません。

問3 保護者の死亡、行方不明としているのはなぜですか。

(答)

遺児孤児となった子どもたちの家庭環境には、そのそれぞれに様々な事情があるものと考えられますので、親だけではなく保護者としています。

保護者とは、親権を行う者、未成年後見人等で、児童を現に監護する者となります。

詳しくは、お問い合わせください。

問4 「生計を一にする」とはどういう意味ですか。

(答)

次の所得税法の考え方をもとにしています。

「勤務、修学、療養等の都合上、他の親族と日常の起居を共にしていない親族がいる場合でも、次に掲げるようなときには、これらの親族は生計を一にするものとする。

- ① 他の親族と日常の起居を共にしていない親族が、勤務、修学等の余暇には当該他の親族のもとで起居をともにしていることを常例としている場合
  - ② これらの親族間において、常に生活費、学資金、療養等の送金が行われている場合」
- のことをいいます。

つまり、その保護者の所得で家族が暮らしていることをいいます。必ずしも日常の起居をともにしていることを要求されるものではありません。

問5 その保護者の死亡、行方不明は3月11日の時点のみとなりますか。  
震災に起因して、事後に死亡した場合は対象となりますか。

(答)

死亡については、発災日における地震や津波による遭遇死のほか、被災時の怪我（低体温症）などによる事後死も含むものとしています。いわゆる「災害関連死」として市町村に認定されている死亡であれば、基本的に対象になるものと考えています。

(災害関連死の具体例)

地震によるショック死、避難生活中的過労死・ストレス死、持病の悪化による死、地震後の疲労による誤飲死、震災苦による自殺などとなります。

→ 阪神淡路大震災、新潟県中越地震の際に認定された事例です。

行方不明は、行方不明者発見活動に関する規則（平成21年国家公安委員会規則第13号）に基づく、「生活の本拠を離れ、その行方が明らかでない者であって、捜索届が出されたもの」となりますが、本奨学金では、津波による安否不明者を前提としており、震災後の保護者の「家出」や「蒸発」などは対象外となります。

問6 事後死が判明すれば、すべて3月11日に遡及して奨学金の給付が受けられるのですか。

(答)

事後死の場合は、保護者の死亡した日の属する月から、月額金又はその後に該当する一時金を給付いたします。

問7 給付の対象年齢要件を27歳までとしている理由は何ですか。

**H31.4.1改正**

(答)

給付の対象年齢は、学校での一般的な修業年限の累算から設定しており、小学校6年、中学校3年、高等学校3年、大学4年、大学院前期2年、大学院後期3年の合計21年（満7歳～満27歳）としています。

問8 対象となる学校の考え方はどのようになりますか。

(答)

教育委員会として実施する事業ですので、学校教育法が規定する学校のうち1条校と、その1条校に準ずる教育課程を有する専修学校の高等課程（高卒程度）、専門課程（大卒程度）までを給付ができる修学対象校の原則としております。

なお、看護学校、予備校、職業訓練校及び大学校と称される施設等についても、個別に給付対象校として定めることとしております。これらについての県内での対象校は次のとおりです。県外校についてなど、詳しくはお問い合わせください。

○看護学校等（各種学校9校）

仙台市医師会附属高等看護学院、仙台市医師会附属准看護学院、石巻市医師会附属准看護学校、塩釜医師会附属准看護学院、大崎市医師会附属高等看護学校、大崎市医師会附属准看護学校、気仙沼市医師会附属高等看護学校、気仙沼市医師会附属准看護学校、医療法人社団スズキ病院附属助産学校

○予備校（専修学校（一般課程）1校、各種学校1校）

専修学校河合塾仙台校、駿台予備学校仙台校

※ 上記に準ずる無認可校も対象とできる場合がありますので、詳しくはお問い合わせください。

○職業訓練校

東北職業能力開発大学校、県立白石高等技術専門校、県立仙台高等技術専門校、県立大崎高等技術専門校、県立石巻高等技術専門校、県立気仙沼高等技術専門校、宮城障害者職業能力開発校

○大学校

航空大学校（仙台校）

問9 海外の大学に通っていますが、奨学金の対象となるのですか。

**R6.2.6改正**

(答)

海外の大学に修学している場合は、原則として対象外となりますが、卒業時に学士号の取得が可能な大学又は4年生大学への編入が可能である準学士号を取得できる大学については、日本の大学及び専門学校に相当する学校として奨学金の対象としています。



問10 大学校はすべて対象となるのですか。

(答)

大学校（職業訓練施設等）については、次の点を考慮して別に定めるものとしています。

- ① 給与所得者、個人事業者対象の研修・訓練施設は給付対象とはしないこと。
- ② 学生の身分を有し、入学料、授業料等が発生すること。

(具体例)

中小企業大学校

→ 経営者等の研修機関につき対象外となります。

防衛大学校、防衛医科大学校、海上保安大学校、気象大学校、航空保安大学校

→ 国の行政機関が設置する施設等機関（文教研修施設）であり、国家公務員の身分をもち、給与等の支給を受け、授業料もないことなどから対象外となります。

航空大学校、海技大学校、水産大学校、職業能力開発促進法上の大学、短大、職業訓練校

→ 学生の身分であり、授業料もあることから給付対象となります。

問11-1 奨学金の種類と金額はどうなるのですか。

H31.4.1改正

(答)

(1) 種類

月額金 一月を単位として給付し、修学に必要な経費を支援するものです。

一時金 一時に給付し、進学等に必要な経費を支援するものです。

(2) 給付金額

月額金	小学校等	30,000円
	中学校等	40,000円
	高等学校等	50,000円
	大学等 自宅通学	60,000円
	自宅外通学	100,000円

一時金	小学校等卒業時	150,000円
	中学校等卒業時	200,000円
	高等学校等卒業時	600,000円
	大学等入学時	360,000円（※）

(※) 要件 ①震災時19歳以上

②高校等の卒業一時金に該当しない

③平成23年度以降の入学のいずれも満たす者。

問 1 1 - 2 大学生等の月額金に自宅通学と自宅外通学の区分がありますが、どう違うのですか。

H31. 4. 1追加

(答)

基本的には、大学等への進学に伴い、それまで同居していた保護者と別に住居を構えて通学する場合等が自宅外通学となり、居住地を変えずに保護者と同居して大学等に通学する場合は自宅通学となります。

自宅外通学の場合は、住居に関する新たな金銭的負担が恒常的に発生することになるため、自宅通学の場合の月額金と差を設けています。

自宅外通学に該当する方はおおむね次の例のとおりですが、判断に迷った場合は、お気軽にお問い合わせください。

<自宅外通学の例>

- ・ 東京の大学への進学に当たり、仙台から東京へ引っ越し、アパートを借りて（又は大学の寮に入り）一人暮らしをしている場合
- ・ 仙台の専門学校への進学に当たり、石巻市から仙台へ引っ越し、アパートを借りて（又は専門学校の寮に入り）一人暮らしをしている場合

※ 自宅外通学の月額金は、住居に関する新たな金銭的負担が恒常的に発生する場合に限りますので、親類宅から大学等に通学する場合等は該当しません。

なお、自宅外通学に認定されるには、申請書、現況届等を提出する際、賃貸借契約書、入寮許可証等により受給者の入居及び保護者との別居を確認できる書類を添付いただく必要があります。

問 1 2 留年したらどうなりますか。

H31. 4. 1改正

(答)

月額金は、学校に在籍し、授業料の負担が発生している限り満 27 歳までは給付します。一時金は、留年したとしても、卒業等をした時点で給付いたします。

問 1 3 退学、休学、海外留学したらどうなりますか。

(答)

退学の場合は、給付取消しとなり、すでに給付した奨学金があれば、退学の月の翌月分からの受給額を返還していただくこととなります。

休学の場合は、原則として給付停止となり、すでに給付した奨学金があれば、休学の月の翌月分からの受給額を返還していただくこととなります。ただし、復学すれば給付を再開いたします。

海外留学は、認定留学など休学せずに留学する場合は給付の対象になりますが、留学中の扱いが休学であれば上記の休学の取扱いと同様となります。また、学校に在籍していない状況での留学の場合は、対象者要件から外れてしまいます（給付の取消しとなります。）。

問 1 4 - 1 高等専門学校を卒業後、さらに専修学校（専門課程）に修学した場合、奨学金は給付されますか。 **H31. 4. 1改正**

(答)

満 2 7 歳までは、同等の学校・課程での修学を繰り返したとしても原則として給付いたします。ただし、同時に 2 以上の学校等に修学している場合は、いずれか修学の長いほうの期間について給付します。

例えば、大学に在学しながら専門学校の 1 年コースに修学したとしても、大学に係る月額金 6 万円（自宅外通学の場合は 1 0 万円）を給付します。6 万円× 2 校 = 1 2 万円（自宅外通学の場合は 1 0 万円× 2 校 = 2 0 万円）とはなりません。

問 1 4 - 2 大学を卒業し、一度就職した後、退職して大学院に入学することになりましたが、奨学金は給付されますか。 **H31. 4. 1追加**

(答)

月額金は、学校に在籍し、授業料の負担が発生している限り満 2 7 歳までは給付します。

問15 高校中退後、専修学校（高等課程）又は准看護師学校に入学した場合、奨学金の給付は受けられますか。 **H31.4.1改正**

（答）

満27歳までの間であれば、月額金の給付及び卒業・修了時の一時金を給付いたします。

例えば、高2の3月中退で、准看護師学校へ入学の例では、高校2年間の月額金給付の後でも、准看護学校2年の給付を受けることができます。修学した学校等が別々であり、その修業年限も、それぞれ別々であると考えます。

同じように、准看護学校卒業後、高等（正）看護学校に修学した場合でも、満27歳までの間であれば、月額金の給付が受けられます。

この例での給付額は、

高校在学中は、月額50,000円

准看護学校在学中は、月額50,000円

准看護学校卒業時に、一時金600,000円

高等（正）看護学校在学中は、月額60,000円（自宅外通学は100,000円）となります。

問16 中等教育学校や高等専門学校に在学していた場合、その学校を卒業しないと一時金の給付は受けられないのですか。

（答）

中等教育学校の前期課程修了時又は高等専門学校の第3学年修了時に、それぞれに対応する一時金を給付します。

問17 高3の大学受験で不合格となりました。予備校に通って来年度も受験したいのですが、予備校に通っている期間は、月額金の給付を受けることができますか。また、給付を受けられるとしたら、何浪までできますか。 **H31.4.1改正**

（答）

予備校については、大学への進学支援として、月額金を給付できます。対象となる予備校については、教育長が別に定めることとしています。

また、この奨学金は原則として満27歳までは給付いたしますので、理論上は最大で高卒後9浪まで可能となります。この場合ですと、大学入学後は、年齢要件を欠きますので大学で月額金の給付を受けることはできなくなります。

問 18 震災後、親が震災に関連して亡くなってしまった場合は、どのように申請すればいいのですか。

(答)

給付の要件を満たすこととなったとき（この場合は、親の死亡後）、速やかに申請してください。新規の申請は随時受付いたします。

給付決定後の給付金は、4月から9月までの間に係る分は7月20日までに、10月から3月までの間に係る分は1月20日までに口座振込みで給付します。なお、この給付処理に間に合わない場合等は、随時に給付します。

問 19 申請書はどこで受け取れますか。そして、どこに出せばよいのですか。

(答)

県内の学校であれば、在籍又は在籍していた学校にお問い合わせいただくか、宮城県教育庁総務課までご連絡ください。窓口での配布又は郵送、電子メール等で送付いたします。

県外の学校であれば、宮城県教育庁総務課までご連絡ください。

なお、平成23年3月11日の被災時に小学6年生、中学3年生及び高校3年生であった場合は、その卒業した学校にお問い合わせください。卒業時の一時金の給付申請も必要となります。

申請書の提出先は、次のとおりです。

- ①県内の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校に在籍又は在籍していた方  
→ 在籍又は在籍していた学校
- ②上記以外の学校等に在籍又は在籍していた方  
→ 宮城県教育庁総務課

宮城県教育庁総務課（担当：行政統計班）

〒980-8423 仙台市青葉区本町三丁目8-1 宮城県庁舎16階

電話 022-211-3613

メール kyoikgy@pref.miyagi.jp

また、県のホームページからも関係書類をダウンロードできます。

<http://www.pref.miyagi.jp/site/kyouiku/ikueikikin.html>

問 2 0 申請書にある【在籍状況等証明書欄】はどのように取り扱えばよいのですか。

(答)

教育委員会として実施する奨学金の給付事業となりますので、学校等に在籍している又は在籍していたことが必須要件となります。「そのことを証する書類」として、在籍（在学に係るもの）証明書又は卒業証明書を申請書に添付していただく必要がありますが、この【在籍状況等証明書欄】で学校長等から在籍（在学に係るもの）又は卒業の事実を証明してもらえば、「そのことを証する書類」に代えることができます。

各学校等にそれが可能かどうかお問い合わせください。

問 2 1 県内に在住しています。震災時には中学 3 年生でしたが、4 月からは高校に進学しています。奨学金の申請はどのようにすればいいですか。

(答)

次のとおり 2 種類の申請手続きを行ってください。

**【a】震災時に中学 3 年生の分**

- ① 一時金の給付を受けることができます。
- ② 申請書（様式第 1 号）の「□ 一時金」にレ点を付し、内容を記入した申請書（添付書類含む。）を、卒業した中学校に提出してください。

**【b】4 月から高校 1 年生の分**

- ① 月額金の給付を受けることができます。
- ② 申請書（様式第 1 号）の「□ 月額金」にレ点を付し、内容を記入した申請書を、在籍する高校に提出してください。

この場合、【b】としての添付書類は、「高校の在籍（在学に係るもの）証明書」と「振込口座の口座番号及び口座名義人の読み仮名を証する書類」となります。

ただし、申請書の【在籍状況等証明書欄】で学校長から在籍（在学に係るもの）の事実を証明してもらえれば「高校の在籍（在学に係るもの）証明書」は不要となりますし、振込口座も【a】と同じであれば、「振込口座の口座番号及び口座名義人の読み仮名を証する書類」も不要です。

なお、一時金や月額金で区分されるとはいえ、同じ内容の申請書を別々の学校に提出するのは、面倒なことと思われるかもしれませんが、提出先のそれぞれ学校に対して、申請書の【在籍状況証明書欄】を使用した在籍証明又は卒業証明をお願いすることができますし、その他の事情についても学校長からの証明があれば認められる場合がありますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

問 2 2 震災時には、自宅を離れて県外の高校の3年生でしたが、4月からは自宅に戻り県内の大学に進学しました。奨学金の申請はどのようにすればいいですか。

(答)

次のとおり2種類の申請手続きを行ってください。

**【a】震災時に県外の高校3年生の分**

- ① 一時金の給付を受けることができます。
- ② 申請書(様式第1号)の「 一時金」にレ点を付し、内容を記入した申請書(添付書類含む。)を、宮城県教育庁総務課に提出してください。

**【b】4月から県内の大学1年生の分**

- ① 月額金の給付を受けることができます。
- ② 申請書(様式第1号)の「 月額金」にレ点を付し、内容を記入した申請書を、宮城県教育庁総務課に提出してください。

この場合、【b】としての添付書類は、「大学の在籍(在学に係るもの)証明書」と「振込口座の口座番号及び口座名義人の読み仮名を証する書類」となります。

ただし、申請書の【在籍状況等証明書欄】で学長から在籍(在学に係るもの)の事実を証明してもらえれば、「大学の在籍(在学に係るもの)証明書」は不要となりますし、振込口座も【a】と同じであれば、「振込口座の口座番号及び口座名義人の読み仮名を証する書類」も不要です。

問23 震災時には県内の高校の3年生でしたが、4月からは県外の親戚のところに出し、そのまま県外の大学に進学しました。奨学金の申請はどのようにすればいいですか。

(答)

問20(答)と問21(答)の組み合わせから、次のとおり2種類の申請手続きとなります。

**【a】震災時に県内の高校の3年生の分**

- ① 一時金の給付を受けることができます。
- ② 申請書(様式第1号)の「□ 一時金」にレ点を付し、内容を記入した申請書(添付書類含む。)を、卒業した高校に提出してください。

**【b】4月から県外の大学1年生の分**

- ① 月額金の給付を受けることができます。
- ② 申請書(様式第1号)の「□ 月額金」にレ点を付し、内容を記入した申請書を、宮城県教育庁総務課に提出してください。

この場合、【b】としての添付書類は、「大学の在籍(在学に係るもの)証明書」と「振込口座の口座番号及び口座名義人の読み仮名を証する書類」となります。

ただし、申請書の【在籍状況等証明書欄】で学長から在籍(在学に係るもの)の事実を証明してもらえれば、「大学の在籍(在学に係るもの)証明書」は不要となりますし、振込口座も【a】と同じであれば、「振込口座の口座番号及び口座名義人の読み仮名を証する書類」も不要です。

しかしながら、この例ですと申請者は現在、県外に在住していますので、【a】の申請手続きについては、卒業証明書を添付した上で、【b】とともに宮城県教育庁総務課に一括で提出していただいても構いません。



問 2 4 現況届（様式第 2 号）はどのようなときに使うのですか。

（答）

初めて月額金の給付決定を受けた後、毎年度の月額金の給付を継続しようとするときに、申請書（様式第 1 号）に代えて提出してもらう書類となります。

一時金の給付申請に使用することはできませんし、現況届によって一時金を職権給付することはありませんので、小学校、中学校及び高等学校等を卒業するとき、又は卒業したときには、申請書（様式第 1 号）を使用して、一時金の給付申請をしてください。

問 2 5 震災時に小学 5 年生で、4 月以降、小学 6 年生に進級し月額金の給付を受けています。小学校卒業時の一時金を申請する時には、また全ての添付書類が必要になるのですか。

（答）

現に月額金の給付を受けているのであれば、必要となる添付書類は、原則として、次のものだけで構いません。

- ① 小学校の卒業証明書。ただし、申請書の【在籍状況等証明書欄】で学校長から卒業の事実を証明してもらえれば、添付は不要です。
- ② 振込口座の口座番号及び口座名義人の読み仮名を証する書類。ただし、すでに給付を受けている月額金の振込口座と同じ口座を指定した場合は、添付は不要です。

問 2 6 異動届（様式第 5 号）はどのようなときに使うのですか。

（答）

申請書や現況届の提出後において、住所、氏名（姓）、振込先口座又は年度途中の転校等により在籍する学校等が変更になる場合に速やかに提出してもらう書類です。この場合、変更となった内容を証する書類の添付が必要となります。

問 2 7 申請書等の作成・手続・給付までの流れはどうなりますか。

**H31.4.1改正**

（答）

別紙のとおりです。

問28-1 この奨学金は、将来、償還する義務はあるのですか。

(答)

給付型の奨学金ですので、償還義務はありません。

ただし、給付決定の取消や停止を受けた場合には、既に給付した奨学金を返還していただく場合があります。

問28-2 大学への進学に伴いアパートで一人暮らしをしていましたが、年度途中で自宅に戻り大学に通学することになりました。この場合、どのような手続きが必要ですか。

**H31. 4. 1追加**

(答)

住民票の異動に関わらず、居住地を変更したときは異動届（様式第5号）を提出してください。自宅外通学の月額金で給付決定されていた場合は、居住地を変更した月の翌月以降、月額金が自宅外通学（10万円/月）から自宅通学（6万円/月）に変更されます。

なお、すでに自宅外通学の月額金が振り込まれていた場合には、自宅通学の月額金に変更された月から、その差額を返還いただくこととなります。ただし、変更後に給付される月額金がある場合は、その奨学金と返還に係る金額を相殺します。

【例】

7月15日に自宅に戻った場合、8月から自宅通学の月額金に変更されます。

既に前期（4月～9月）の月額金60万円（10万円×6ヶ月）の給付を受けていた場合は、2ヶ月分（8月と9月）の月額金の差額8万円（1ヶ月当たり4万円）の返還が必要になります。ただし、翌1月に後期（10月～3月）月額金36万円（6万円×6ヶ月）の給付がありますので、後期分の月額金は36万円から8万円を引いた28万円が給付されます。

問 29 震災で父親を亡くし、子どもが3人います。現在それぞれ県内で、小学5年生、中学1年生、高校2年生です。子どもはそれぞれ対象となりますか。  
この場合、添付書類はそれぞれ添付しなければなりませんか。

(答)

3人の子ども全員が奨学金の対象となります。

申請書は、次のとおり提出してください。

小学5年生 → 平成23年度月額金の申請書を通学する小学校に提出します。

中学1年生 → 平成22年度一時金の申請書を卒業した小学校に提出します。  
平成23年度月額金の申請書を通学する中学校に提出します。

高校2年生 → 平成23年度月額金の申請書を通学する高校に提出します。

なお、添付書類は、いずれかの子どもの申請書に1部添付してください。この場合、添付しない子どもの申請書には、申請書欄外の余白に、「添付書類は、〇〇小学校5年生（氏名）の申請書に添付。」とメモしてください。

ただし、奨学金の振込口座がそれぞれ相違する場合は、その通帳のコピーがそれぞれ必要になるほか、申請書の【在籍状況等証明書欄】で学校長から在学（卒業）証明を受けない場合は、それぞれの学校の在学（卒業）証明書を添付する必要があります。

問 30 平成22年度一時金について対象となり申請書を提出する場合は、平成23年度の月額金分は、「現況届」を提出すればいいのですか。

(答)

様式第2号「東日本大震災みやぎこども育英基金奨学金現況届」は、既に給付の決定を受けた受給者が、継続のために提出する書面となりますので、問の場合は、平成23年度の月額金分について申請書の提出が必要となります。

問 31 離婚した夫が震災で亡くなりました。子ども2人は離婚の際に、母親の私が引き取っており、毎月、前夫から養育費を貰っていました。対象となりますか。

(答)

震災で亡くなられた前夫から養育費等を受け取り、生計の維持に充てていた場合は、対象となります。添付書類としては、その送金の事実を証する書面、例えば振込額と振込者がわかる通帳記帳面の写しと、その者が子どもの父親であることがわかる書面（戸籍謄本等）の写しを添付してください。

問32 申請書裏面の添付書類について、「死亡したことを証する書面」は、死亡日が3月11日と記載された戸籍や住民票の除票でも構いませんか。

(答)

亡くなられた方の住所地及び死亡日により、県教育委員会としてはおそらくそうであろうと推定できますが、死亡原因が「震災によるものであること」の確認が必要となりますので、死亡届・死亡診断書（死体検案書）の写し、市町村からの災害弔慰金の決定通知書の写しなどを添付してください。

諸事情により、書面が何も残っていない場合は、お問い合わせください。

問33 震災で自宅を津波で流され、いまは民間アパート（仮設住宅、実家）に避難し住んでいます。住民票は異動していません。現在の住所を証する書面として何を添付すればいいですか。

(答)

例として、民間アパートの賃貸借契約書、仮設住宅の入居決定関係の書類、公共料金の請求書や領収書（氏名と現在の住所が記載されているもの）、学校や公的機関が差出人となった郵便封筒やはがき（氏名と現在の住所が記載されているもの）、郵便局（郵便事業株式会社）への転居届などとなります。いずれもコピーで構いません。

※ 県内の仮設住宅に入居されている方につきましては、宮城県知事との「応急仮設住宅使用賃貸借契約書」及び「応急仮設住宅入居誓約書」のコピーを添付してください。

問34 振込口座について、ゆうちょ銀行を指定することはできますか。

(答)

できます。ただし、ゆうちょ銀行の場合ですと、通帳には「店名・店番」「口座番号」ではなく、「記号」「番号」と表記されています。その番号が7桁、8桁の場合があり、それぞれ「口座番号」に変換する必要（例えば、8桁の「番号」の末尾1をとって7桁の「口座番号」にする、7桁の「番号」の末尾1をとって先頭に0を加えて7桁の「口座番号」にするなど。）がありますので、最寄りの郵便局（ゆうちょ銀行）にお問い合わせの上、申請書に記入してください。

問35 申請書への添付書類について、「その他教育長が特に必要と認める書類」とは何がありますか。

(答)

申請者の個別の事情や添付書類の状況を踏まえて、例えば、現在の保護者との関係を証する書面として、「未成年後見人選任審判書」、「親権者変更調停書・審判書」、「養子縁組許可審判書」、児童福祉法に規定する措置が行われた通知書などのコピーとなります。

また、死亡又は行方不明となった方が、申請者の保護者であることを確認するため、その方の除籍が記載された戸籍謄本（戸籍全部事項証明書）の写し（コピー可）なども必要となる場合があります。